

# たまでんBOARD

**確定申告は  
マイナポータル連携に  
お任せください**

**新年賀詞交歓会・新春記念講演会  
令和8年度 税制改正大綱**

撮影場所：第4支部管内 砦公園

# 確定申告は マイナポータル連携に お任せください

利用者  
**300万人を  
突破！！**



## マイナポータル連携にはこんなメリットが...



医療費の領収書等の  
**収集や集計が  
不要**



確定申告書の  
該当項目へ  
**自動入力**



書類の  
**管理・保管が  
不要**

- ✓ 書類を集める手間が省けて、時間が短縮できた
- ✓ 自動入力されるので入力ミスがなくなり、安心できた
- ✓ 昨年、連携の事前準備をしていたので、今年は、よりスムーズだった

利用した方から  
感動の声も続々！



## マイナポータル連携の対象はこちら

### 収入関係

- ・ 給与所得の源泉徴収票※1
- ・ 公的年金等の源泉徴収票
- ・ 株式の特定口座年間取引報告書

※1 自動入力の対象になるためには、お勤め先(給与等の支払者)が税務署にe-Tax等で給与所得の源泉徴収票を提出していること等の要件があります。

※2 事前にマイナポータルで代理人の登録を行うことにより、申告に含めることができるご家族の証明書を取得することができます。

① 令和8年1月以降、収入関係については、「生命保険契約等の一時金・年金」及び「損害保険契約等の満期返戻金等・年金」(それぞれ対応する保険会社に限り)が、控除関係については、ふるさと納税以外の一部の寄附金が、新たにマイナポータル連携の対象となる予定です。詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

### 控除関係

- ・ 医療費※2
- ・ ふるさと納税
- ・ 社会保険(国民年金保険料等)※2
- ・ 生命保険・地震保険※2
- ・ iDeCo
- ・ 住宅ローン控除関係

など

マイナポータル連携の詳細はこちら

連携に対応している証明書発行企業等はこちら

代理人登録の詳細はこちら

マイナポータル連携を利用するための事前準備は次頁をご確認ください

国税庁 法人番号7000012050002

マイナポータル連携の利用には**事前準備**が必要です  
 手順に時間がかかる場合がありますので **お早めの準備**をお願いします

事前準備の詳細は  
国税庁HPをご確認ください



## 事前準備に必要なもの

- ✓ マイナンバーカード
- ✓ マイナンバーカード読取対応のスマホ  
※ スマートフォンのマイナンバーカードも利用できます
- ✓ マイナンバーカードのパスワード
  - ① 利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)
  - ② 署名用電子証明書のパスワード(英数字6~16文字)
  - ③ 券面事項入力補助用のパスワード(数字4桁)
 ※ ②、③は取得する証明書等に応じて必要となります

## マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。

特に、確定申告期は、更新窓口(市区町村)の混雑が予想されます。お早めに更新手続きをお願いします。  
 >有効期限や更新手続等の詳細は、「デジタル庁公式note」をご確認ください。



電子証明書のパスワード(①、②)を忘れた場合やロックされた場合の対処法については、地方公共団体情報システム機構のホームページをご確認ください。



## 事前準備の流れ

### 1 マイナポータルで利用者登録

すでにマイナポータルで利用者登録済みの方はログインします

マイナポータルアプリをインストール

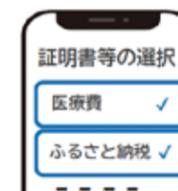


利用者登録はこちら



マイナポータル

### 2 「確定申告の事前準備」ページで取得したい証明書等を選択



### 3 マイナポータルと民間送達サービス・e-Tax・ねんきんネットを連携

取得したい証明書等の種類に応じて、マイナポータルと民間送達サービスなどを連携します



- 民間送達サービス (e-私書箱、MyPost、民間送達・e-Tax連携サービス)  
※ 「民間送達サービス」とは、インターネット上で自分専用のポストを作り、自分のメッセージやレターを受け取ることができるサービスです
- e-Tax
- ねんきんネット

### 4 民間送達サービスと証明書等を発行する企業との連携

証明書等の電子交付サービスの利用登録や電子交付への同意を行い、企業との連携を行います  
 ※ 手続完了まで数日かかる場合があります



### 5 e-Taxのマイページで情報取得希望の登録

給与所得の源泉徴収票情報等を取得する場合は、e-Taxのマイページで情報取得希望の登録を行います



## 動画で見る確定申告

マイナポータル連携の事前準備の方法などを動画でご案内しています。



## 事前準備が完了したら..

確定申告書等作成コーナーで自宅からマイナンバーカードでe-Tax!



このチラシには開発中の内容が含まれておりますので、実際の内容と異なる場合があります。

R7.8

## 令和8年度 税制改正大綱

—法人会の税制改正提言—

# 中小企業の少額減価償却資産は40万円まで拡充! 特例承継計画の提出期限も延長される!

政府は、令和7年12月26日に令和8年度税制改正大綱を閣議決定いたしました。

法人会が提言していた、中小企業に対する少額減価償却資産の特例措置については、取得価格要件が40万円未満に引き上げられ、特例承継計画の提出期限も緩和されました。インボイス制度導入に伴う免税事業者や小規模事業者に対する経過措置も緩和されることになりました。主な内容をお知らせします。

## 法人税関係

### ■少額減価償却資産の特例

中小企業等の少額減価償却資産について、減価償却資産の取得価額は30万円未満から40万円未満に引き上げられます。

### ■特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

生産等設備を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、特定生産性向上設備等に該当するものを取得等した場合に、即時償却又は税額控除が選択適用できます。(※取得価額の合計が中小企業で5億円以上)

### ■賃上げ税制

- ①大企業向け 令和8年3月31日で廃止されます。
- ②中堅企業向け 常時使用する従業員の数が2,000人以下である法人向けの措置は、適用期限である令和9年3月31日までで廃止されます。令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度については、適用条件となる継続雇用者比較給与等支給額の増加割合を3%から4%に引上げ、税額控除率の上乗せは、増加割合5%以上の場合に5%の加算、増加割合6%以上の場合には15%の加算とされます。また、教育訓練費に係る上乗せ措置は廃止されます。
- ③中小企業向け 教育訓練費に係る上乗せ措置は、廃止されます。

## 所得税・住民税関係

### ■基礎控除等の改正

①基礎控除及び給与所得控除  
基礎控除104万円と給与所得控除74万円を合わせて、給与所得者であれば収入178万円までは、所得税がかからなくなりました。収入金額に応じた基礎控除は次のとおりです。

給与収入	基礎控除
665万円以下	104万円
850万円以下	67万円
2,545万円以下	62万円
2,595万円以下	48万円
2,645万円以下	32万円
2,695万円以下	16万円
2,695万円超	-

- ②同一生計配偶者及び扶養親族の所得要件  
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額の要件が、現行の58万円以下から62万円以下に引き上げられます。
- ③ひとり親控除  
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が、現行の58万円以下から62万円以下に引き上げられます。
- ④勤労学生控除  
勤労学生の合計所得金額要件が、現行の85万円以下から89万円以下に引き上げられます。

いずれも、令和8年分の所得税から適用になります。

### ■住宅ローン減税

住宅ローン減税について、適用期限が令和12年12月31日までと5年間延長になります。概要については次のとおりです。

#### ①認定住宅等の新築

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～令和12年	4,500万円	0.7%	13年
ZEH水準省エネ住宅		3,500万円		
省エネ基準適合住宅	令和8年・令和9年	2,000万円		

#### ②認定住宅等である既存住宅

住宅の区分	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和8年～令和12年	3,500万円	0.7%	13年
ZEH水準省エネ住宅		2,000万円		
省エネ基準適合住宅				

#### ③買取再販住宅・既存住宅の取得・住宅の増改築

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和8年～令和12年	2,000万円	0.7%	10年

なお、年齢40歳未満で配偶者を有する者、年齢40歳以上であっても年齢40歳未満の配偶者を有する者、年齢19歳未満の扶養親族を有する者には、借入限度額の上乗せ措置があります。  
また、床面積が40㎡以上50㎡未満である居住用家屋についても、住宅ローン減税の適用ができることとされます。ただし、控除期間のうち合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用されません。

### ■子どもNISA

NISA口座の開設可能年齢の下限が撤廃されます。年間の投資額が60万まで、累計で600万まで利用可能です。以前のジュニアNISAが18歳まで引き出すことができなかったことと比較すると、子どもが12歳以上になった場合に、教育費などに充てることが可能です。

### ■暗号資産の譲渡に分離課税が適用

暗号資産取引業者を行う者に対して暗号資産の譲渡等をした場合に、その譲渡等による譲渡所得等について、他の所得と分離して20%(所得税15%、個人住民税5%)の税率により課税されます。また、譲渡損失が生じた場合に3年以内の繰越控除が認められます。  
金融商品取引法の改正法が施行された日の属する年の翌年の1月1日以後に行われる暗号資産の譲渡等について適用されます。

### ■私寡債の分離課税適用の厳格化

同族会社の役員等が、その同族会社以外の法人が発行した社債の利子で、実質的にその同族会社から支払を受けるものと認められる場合の利子を、総合課税の対象とします。

令和8年4月1日以後に支払いを受けるべき利子から適用されます。

### ■ミニマムタックス課税の強化

特定の基準所得金額の課税の特例について、特例対象者が、個人でその者のその年分の基準所得金額が3億3,000万円から1億6,500万円を超える者に引き下げられます。さらに、税率が22.5%から30%に引き上げられます。令和9年分以後の所得税について適用されます。

### ■青色申告特別控除について

その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の保存等を行っていること、との要件を満たす場合、控除額が65万円から75万円に引き上げられます。  
また、10万円の青色申告特別控除の対象者から、簡易な簿記の方法により記録している前々年の年収1,000万円を超える事業者が除外されます。令和9年分以後の所得税に適用されます。

### ■通勤のために自動車など交通用具を使用する場合の非課税限度額

通勤距離が片道65km以上の者の1月当たりの非課税限度額が次のように引き上げられます。

現行		改正案	
通勤距離の区分	非課税限度額	通勤距離の区分	非課税限度額
片道55km以上	38,700円	片道55km以上 65km未満	38,700円
		片道65km以上 75km未満	45,700円
		片道75km以上 85km未満	52,700円
		片道85km以上 95km未満	59,600円
		片道95km以上	66,400円

また、一定の要件を満たす駐車場等を利用している場合の1月当たりの非課税限度額は、その通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1月当たりの当該駐車場等の料金相当額(上限は5,000円)を加算した金額となります。

### ■食事の支給による経済的利益

食事の支給により受ける経済的利益について非課税限度額が月額3,500円から月額7,500円に引き上げられます。また、深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭について非課税とされる1回の支給額が300円以下から650円以下に引き上げられます。

## 相続税・贈与税関係

### ■教育資金の一括贈与の非課税制度の廃止

1,500万円までの教育資金の一括贈与制度について、令和8年3月31日までとされている取扱いは延長せずに終了することとなります。

### ■事業承継税制の承継計画の提出期限の延長

個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限を2年6月延長して、令和10年9月末までとなります。また、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を1年6月延長して、令和9年9月末までとなります。

## 資産税関係

### ■貸付用不動産の評価

- ①被相続人等が課税時期前5年以内に取得した一定の貸付用不動産は、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価されます。
- ②不動産の小口化商品の対象とされている貸付用不動産については、その取得の時期にかかわらず、課税時期における通常の取引価額に相当する金額によって評価されます。

## 消費税関係

### ■国境を越えた電子商取引

- ①少額免税の廃止  
従来は1万円以下の貨物については、関税と消費税が免除されていましたが、通信販売の方法で海外から国内に宛てて発送される貨物については、1万円以下の譲渡について、消費税の課税対象になります。
- ②物販に係るプラットフォーム課税の導入  
大手通販サイトなど、指定を受けたプラットフォーム事業者を介してその対価を収受する場合は、プラットフォーム事業者が資産の譲渡等を行ったものとみなされます。
- ③特定少額資産販売事業者の登録制度  
通信販売で、海外から国内宛に発送される一の資産の対価の額が税抜き1万円以下であるものの譲渡を行う事業者は、所轄する税務署長に特定少額資産販売事業者として登録を受けることができます。  
登録事業者は、事業者免税点制度が適用されません。令和10年4月1日以後適用されます。

### ■インボイス制度の経過措置関係

- ①個人事業者向けの3割特例  
個人事業者でインボイス登録により事業者免税点制度を受けられない令和9年・令和10年に含まれる各課税期間について、仕入税額控除の額を課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とし、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができます。
- ②インボイスがない場合の経過措置  
インボイスがない場合でも、税額相当額の80%を税額控除できる経過措置について、令和8年10月から50%に変更される予定でしたが、次のとおり緩和されます。

期間	控除割合
令和8年10月1日から令和10年9月30日まで	70%
令和10年10月1日から令和12年9月30日まで	50%
令和12年10月1日から令和13年9月30日まで	30%

- ③免税事業者である一業者からの多額の仕入  
一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額が事業年度で1億円(現行10億円)を超える場合に、その超えた部分の課税仕入れについて、経過措置による課税仕入れを認めないこととします。令和8年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

## その他

### ■固定資産税

償却資産に係る免税点が150万円から180万円に引き上げられます。令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用されます。

### ■防衛特別所得税

防衛特別所得税が創設されます。納税義務者は所得税の納税義務者です。所得税の源泉徴収義務者は、防衛特別所得税についても徴収して納付する必要があります。防衛特別所得税額は、その年分の基準所得税額に1%の税率を乗じて計算した金額となります。防衛特別所得税の課税期間は令和9年以後の当分の間とされています。

### ■軽油取引税の暫定税率

軽油取引税の暫定税率については、令和8年4月1日に廃止されます。

### ■ふるさと納税関係

ふるさと納税の控除限度額が、個人住民税所得割額の2割と193万円のいずれか低い金額となります。令和10年度分の個人住民税について適用されます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TIS税理士法人  
税理士 飯田 聡一郎  
TEL: 03-5363-5958  
FAX: 03-5363-5449  
HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

「セタガヤ野菜」をコンセプトにした  
一軒家ダイニング。



第4支部

株式会社カネダイ 岩崎商店

代表取締役 岩崎 恵士

カマタ食堂は開店から今年で11年目に入りました。当店は二子玉川駅から徒歩20分という立地にあり、決して恵まれていない、鎌田3丁目の住宅地の一軒家食堂です。この場所でオープンしたのは、この土地ならではの特徴を生かしたお店ができるのではないかと考えたからです。

2015年のオープンから遡ること、2008年にオープンした「ファーマーズマーケット二子玉川」の2階にあった「ゆっくりとカフェ」がこの地域で働き始めるきっかけになりました。オープン時のシェフから引き継ぐかたちで2代目シェフとして入店し約5年間、日々季節の食材と向き合いながら、食事を提供してきました。その後、ご縁があり現在の一軒家を紹介いただき、地産の食材を生かした家庭料理を提供する「カマタ食堂」をオープンしました。

当店は、地域のコミュニティの場としての役割も担い、ご来店のお客様はもちろんのこと、野菜の生産者さんや農協職員さんとの交流を大切にしながら、地域の発展に協力していけたらと考えております。

「セタガヤ野菜と海のもの」と銘打って、その季節に収穫される旬の野菜と魚介類を組み合わせ、どこか懐かしく、ほっとするような料理を意識して提供しております。四季折々の味覚が楽しめるのも魅力の一つです。昼はあったらうれしい定食を中心にしたランチを、夜は定食に加え、野菜中心の前菜、季節の鮮魚を使用したお刺身、天ぷらなど多数ご用意しております。お席はメインフロアのほかに個室もございますので、ご家族やご友人とゆっくりお過ごしいただけます。近くにお越しの際は、ぜひお立ち寄りください。

今後も地域貢献と、これまで以上の地域発展に尽力していければと思っております。



カマタ食堂

【住所】 世田谷区鎌田3-8-13  
【電話】 03-6873-6934  
【営業時間】 12:00~14:00 17:00~22:00  
【定休日】 火曜日  
【URL】 <https://www.instagram.com/kamashoku/>

第44回新春奥沢地区まつり

第1支部

日時 1月18日(日)9時~  
場所 東玉川小学校 参加者 12名



「新春奥沢地区まつり」は毎年1月に開催され、地域の子供たちを楽しませようと町会や商店会、学校の子どもたちやPTA

などの皆さんで企画・運営しているおまつりです。小学生マラソンやもちつき体験、模擬店やゲームコーナー、起震車による防災体験など様々な催し物があります。

第1支部では今年も税金クイズを実施し、回答者にはお菓子や花をプレゼントしました。240名を超える方々にご参加いただき、大変盛況でした。ご協力いただいたボランティアの皆さまに心より感謝申し上げます。



(第1支部 広報委員 山崎 武一郎)

第28回 女性部会  
SKT連絡協議会

女性部会

日時 2月6日(金)11時~  
場所 すしのばんらい 参加者 22名



今年度で28回目を迎えたSKT連絡協議会は玉川法人会が当番会でした。例年は各会地区の施設の見学か体験

を実施していましたが、目ぼしい所はほとんど回っていませんので今回は講演会を行うことにいたしました。

講師には社会保険労務士の下園 ゆかり先生をお招きし、「カスタマーハラスメント対応」をテーマに研修をおこないました。中小企業の経営者が抱えるさまざまな課題例を見ながら解決策を教えていただきました。誰でもカスタハラを受ける側にも行う側にもなるので、相談体系の整備が必要であることを教わりました。

講演の後は世田谷法人会・北沢法人会・玉川法人会の順番に報告会をおこない、続けて親睦会に入りました。楽しく和やかな一日となりました。

(女性部会長 松野 京子)

第5支部 ボウリング大会&懇親会

第5支部

日時 2月4日(水)17時20分~ 場所 ムサシボウル、くいものやわん 溝の口店 参加者 27名



第5支部ボウリング大会について。はじめに、松浦会長、坂東名誉会長、大塚副会長、平山副会長、村田副会長、そして第2支部賛助会員の青野さん(株式会社レティクル様)から、御協賛をいただきましたこと、心より感謝申し上げます。また

会場のムサシボウル様(溝の口駅徒歩約3分)には、法人会プランをご用意いただいた上に、所属プロボウラーからアドバイスをいただけるという特典も付けていただきました。この場を借りて御礼申し上げます。

さて、肝心のボウリングですが、5年ぶり、10年ぶり、イヤイヤ20年ぶりに投げる、という先輩方の言葉はどこへやら。かつてのツワモノは、やはり今でもツワモノなんですね。



結果、優勝こそ青年部会の若きエース、岡村 悠矢くんに譲りはしたものの、2位、3位は先輩方のお名前が居並ぶこととなりました。私のスコアは……。

そのあとの表彰式(懇親会)が大いに盛り上がったことは言うに及ばず、です。

以上、当事業が大成功のうちを終了いたしましたこと、ここに報告いたします。ご参加いただきました皆様、本当にありがとうございました。

ところで、支部長のお歴々方、次回は支部対抗戦なんてどうですか?

(第5支部長 角田 憲)



## 第2支部新年会

第2支部

日時 2月6日(金)18時～  
場所 自由が丘「カスタネット」 参加者 32名



今年度の新年会は、40年の歴史を誇る自由が丘で一番の老舗イタリアンレストランにて開催されました。

兼子支部長の挨拶により会は始まり、参加各社よりノベルティグッズをはじめとした数多くの豪華賞品をご提供いただき、ゲーム大会を実施いたしました。目の前に並ぶ豪華な賞品に、会場は大いに盛り上がりを見せました。

また当日は、初めてお会いする方、久しぶりに再会する方、そしてお会いするたびに楽しく語り合える方など、さまざまな方々が交流し、和やかで楽しいひと時を共有することができました。

新支部発足から回を重ねるごとに「また皆さんとお会いして楽しい時間を過ごしたい」と感じられる集まりとなっております。今後もこのような交流の場を大切に、より一層有意義な支部運営ができるよう努めてまいります。(第2支部 広報委員 中島 浩)

## 第4支部新年会

第4支部

日時 2月10日(火)18時30分～  
場所 カマタ食堂 参加者 16名



第4支部の新年会は、5ページの会員紹介でも取り上げた「カマタ食堂」にて開催されました。

上平支部長の挨拶に続き、第一生命の佐藤さん、はぶ行政書士事務所の羽生さん、第2支部の和田さん、原後総合法律事務所の高喜志さんから、日常生活や仕事に役立つ貴重なお話をいただきました。その後、参加者による自己紹介や近況報告が行われ、学びと交流が深まる充実した時間となりました。手の込んだ美味しい料理を囲みながら、新しい一年のスタートを切る素晴らしい新年会となりました。(第4支部 広報委員 岡島 喜久子)

## 第1支部 女性部親睦会

第1支部

日時 2月12日(木)18時30分～  
場所 海と山とごはん 自由が丘店 参加者 14名



第1支部 女性部会懇親会を「海と山とごはん 自由が丘店」で行いました。14名のメンバーが集い、食事を囲みながら近況報告や社会情勢の意見交換で賑やかな2時間を過ごしました。

支部からの景品をめぐってじゃんけん大会もあり、締めくくりに集合写真におさまり、解散となりました。次年度の懇親会にはより多くの皆さまにご参加いただきたく、お願いいたします。(第1支部 女性部副班長 早川 晴恵)

## 税制セミナー

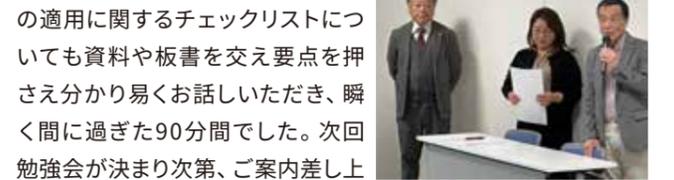
税制委員会

日時 2月13日(金)18時～  
場所 玉川区民会館 第5集会室 参加者 13名



税制委員会主催の税制セミナーが玉川区民会館で開催されました。テーマは「改めて見つめてみよう決算書」で、当会前監事でもある久野豊仁先生が講師を務めてくださいました。

前半は旬な事例を交えて会計の概論や決算書について。後半の「中小企業の会計に関する指針」



の適用に関するチェックリストについても資料や板書を交え要点を押し分け易くお話しいただき、瞬く間に過ぎた90分間でした。次回勉強会が決まり次第、ご案内差し上げますので皆さんご参加ください。(税制委員会 横 佑輔)

## 上級救命講習会

社会貢献委員会

日時 2月10日(火)9時～ 場所 玉川消防署 参加者 10名



社会貢献委員会では、年2回「上級救命講習会」を開催しています。今回も玉川消防署地下1階において、(公社)東京防災救急協会のご協力をいただき実施いたしました。

参加者10名が出席し、AED(自動体外式除細動器)の使用

方法や心肺蘇生法について、講義および実技を通じて体系的に学びました。講習では、心停止発生時の初期対応の重要性や119番通報から救急隊到着までの流れを確認し、胸骨圧迫の正しい姿勢・強さ・テンポを繰り返し訓練しました。

また、AEDの電源投入からパッド装着、音声指示に従った操作手順までを実践形式で体験し、乳児、小児、大人への初期処置の仕方や緊急時に迷わず行動するためのポイントを習得しました。その他、三角巾を使用しての処置の仕方、窒息した場合の応急処置



の方法や様々な傷病者に対する対応を学びました。

講習後には筆記・実技テストが行われ参加者全員合格となり上級救命技能認定書をいただきました。参加者一人ひとりが真剣な姿勢で取り組み、命を守る責任と自覚を改めて認識する貴重な機会となりました。今後も継続的な訓練と知識の向上を図り、地域および職場における安全・安心の確保に努めてまいります。

今回参加できなかった会員の方は、次回の講習会への参加をお待ちしております。(社会貢献委員会 大平 健斗)

## 第3支部 防災・防犯合同訓練

第3支部

日時 2月14日(土)10時～  
場所 瀬田小学校 参加者 9名(一般40名)



改装された瀬田小学校では初めてとなる防災・防犯合同訓練を開催しました。

玉川消防署から玉川エリアの火災状況の説明や災害時の対応をご指導いただき、また三角巾の使い方の講習会を行っていただきました。

また、玉川警察署からは最近の犯罪傾向や防止策についてのレクチャーがあり、参加者の皆さんも被害に遭われたり、遭いかけた方もおられ、質疑応答がとても活発でした。

法人会では齊藤副支部長が東日本大震災の際に、現地に駆け付けた体験談を語っていただき、日頃の防犯意識の重要性を再認識する機会となりました。終了後には、参加者に5年間保存可能な非常食ビスケットを配布させていただきました。

(第3支部 広報委員 辻本 信昭)

## 第5支部 女性部交流会

第5支部

日時 2月16日(月)12時～  
場所 木曾路用賀店 参加者 11名



第5支部の女性部交流会を「木曾路用賀店」にて開催しました。まずは、今年度の活動と今後の事業について報告があり、参加された皆様は熱心に耳を傾けていらっしゃいました。その後の美味しい和食を囲みでのおしゃべりは終始笑顔と和やかな雰囲気、参加者同士の絆がさらに深まる、心地よいひとときとなりました。

新入会員嶋田さんのPRタイムもあり、久しぶりの会員様、松野部会長にもご参加いただいたこのような交流の場は、女性部活動の活性化にもつながる大切な機会と感じました。

(第5支部 女性部幹事 伊藤 奈保)

## 第6支部 新年会

第6支部

日時 2月17日(火) 18時～

場所 神田屋すし 参加者 25名



「神田屋すし」金子さんの多大なご協力のもと、第6支部新年会を開催し、25名の方にご参加いただきました。

和やかな雰囲気の中で、おいしい食事と歓談を楽しみながら、参加者同士の絆を深めることができました。

また、各協力保険会社様より最新の業界動向や保険に関する情報提供をいただき、大変有意義な学びの時間も設けることもでき、第6支部の令和8年は最高のスタートを切ることができました。

本年も第6支部会員の皆さんのお役に立てるよう努めてまいりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。



(第6支部 広報委員 渡邊 修)

## 第2回ビジネス交流会

厚生委員会

日時 2月19日(木) 18時～

場所 玉川区民会館 第3-4集会室 参加者 42名



ビジネス交流会を玉川区民会館集会室で実施いたしました。

前半は名刺交換をはじめ、受託三社による保険クイズや、チームビルディングを目的としたペーパータワー作りで盛り上がりました。

後半は懇親会と各社紹介が行われ、三條副会長に乾杯のご発声をいただき、和やかにスタートしました。閉会にあたっては松浦会長より温かいご挨拶を頂戴しました。

支部を横断した会員同士の交流が深まり、新規会員の皆さまにとっても貴重なつながりの場となりました。来年も多くの皆さまのご参加を心よりお待ち申し上げます。

(厚生委員長 永田 裕)

## 女性部会 食品ロス・お料理講習会

女性部会

日時 2月18日(水) 11時～ 場所 Kaboアゴラ 参加者 12名



現在、食品ロス対策は全法連女連協で最も力を入れている事業です。特に、まだおいしく食べられるのに捨てられてしまう食品を持ち帰ることや、食材を使い切る運動を推進しています。恒例の「女性部会 お料理講習会」を今回は食品ロス対策を兼ねて開催しました。講師を第6支部「神田屋すし」の金子 恵子さんにお越し、食材の大根と白菜を丸ごと使い切る6種類の料理を教えてくださいました。

家庭でも食材を全て使い切ることは難しく、参加者の皆さんは熱心に受講されていました。大根をコンソメで茹でて唐揚げにしたり、炊いたご飯に大根の葉を混ぜたり、皮は漬物にする



などの活用法を教わりました。

白菜も葉から芯まで使い切る料理を教えてくださいました。芯を牛乳とコンソメで煮て豆乳生クリームで

仕上げたスープは大変美味しく、リゾットやパスタにあえても良いと教えてくださいました。参加者全員でおにぎりを握ったり、白菜の葉でロール白菜を作るなどして楽しく学ぶことができました。

帰りには食品ロス対策に便利な持ち帰り用の食品保存袋をお土産として差し上げたところ、皆さんに喜んでいただけました。次回も喜んでいただけるような企画を考えたいと思います。



(女性部会長 松野 京子)

## 新春記念講演会「天気の人から学ぶ異常気象と気象災害への備え」

日時 1月15日(木) 16時45分～

場所 二子玉川エクセルホテル東急 30階大宴会場「たまがわ」

講師 天達 武史氏

人数 97名



今年の新春記念講演会は講師に、気象防災キャスターでお馴染みの天達 武史氏をお招きし、「天気の人から学ぶ異常気象と気象災害への備え」をテーマにご講演いただきました。

天達氏は、2002年に7度目の受験で気象予報士試験に合格、その後、2005年10月からフジテレビ、朝の情報番組内の天気予報を現在まで長く担当されています。



近年、猛暑や豪雨などの異常気象が各地で相次ぐ中、講演では最新の事例を交えながら、気象災害が起こる背景や注意すべき点を分かりやすくお話いただきました。あわせて、日頃からの備蓄や情報収集の方法、避難行動の判断など、家庭や職場で実践できる備えについても具体的

にご紹介いただき、参加者にとって大変参考となる内容でした。会場が多摩川に近いことから、多摩川にまつわる話題にも触れていただき、地域の特性を踏まえた防災意識を改めて高める機会となりました。また、気象用語をクイズ形式で解説していただき、「夕方」は午後3時から6時まで、6時から9時までは「夜のはじめ頃」と言うことなど、初めて知ることも多くありました。

当日は椅子が足りなくなり、急遽補充するほどの盛況となりました。会員の皆さんが終始熱心に耳を傾けておられる様子が大変印象的でした。



(撮影：広報委員会 倉嶋 紀、文：研修委員 長崎 友貴)

## 令和8年 新年賀詞交歓会

日時 1月15日(木) 19時～

場所 二子玉川エクセルホテル東急 30階大宴会場「たまがわ」

人数 104名

司会 榎 佑輔 青年部会長

新春講演会終了後、同じ会場で、保坂世田谷区長や飯田玉川税務署長、三浦世田谷都税事務所長をはじめ多くのご来賓をお迎えし、賑やかに賀詞交歓会が開催されました。

乾杯の音頭は、坂東名誉会長が、まさかの「お風呂場での転倒」の話から始まり、一気に和やかな雰囲気になりました。

会長になられて初めての賀詞交歓会での松浦会長の力強い新年の挨拶は、会員の皆さんの心に響きました。その一部を抜粋し



でご紹介します。  
—この玉川法人会を単なる組織ではなく、「互いの知性と情熱を交換し、高め合えるプラットフォーム」として、皆さまにより一層活用していただきたいと考えております。

—本年は、会員の皆さまに「この会に集うことが楽しみだ」と感じていただけるよう、研修や交流活動にも、さらに工夫を凝らしてまいりますと存じます。

—どうぞこの会を、「自分たちのホームグラウンド」として、存分にご活用ください。

様々な仕事、年齢もバラバラ、そんな会員の皆さんが、法人会に入って良かったと思えるような一年になりますように。



(広報委員長 田村 尚美)

第3支部



So-planning co.,ltd. / SELFCARE TEA / 茶の湯 耀庵

代表者 伊豫 利恵 業種 ブランディング/ハーブティー企画販売/ワークショップの運営  
所在地 瀬田4丁目 HP <https://www.so-planning.com/>

丁寧なヒアリングにより、事業や商品の強みとターゲットを踏まえ、事業の拡大・理想の実現につながるブランドづくりに伴走しています。無料の相談会も開催中です。瀬田の茶室では、茶の湯の茶会や茶事、懐石料理教室、オーガニックハーブティーのテイスティング、ワークショップなどを毎月開催しています。

第4支部



ヘア・メルトン

代表者 江口 貴子 業種 美容院  
所在地 玉川台1-5-3 グレース玉川台102 電話 03-5717-9317  
HP <https://melton1100.wixsite.com/mysite>

出会う美容師であなたのキレイは変わります!メルトンは無駄な施術を勧めず、今の状態に本当に必要な美容だけをご提案。負担の少ない薬剤とマンツーマン個室空間で、髪の本音をとことん相談。生涯寄り添う美容で、あなたの笑顔と毎日を輝かせます。

令和7年度にご入会いただいた会員のみなさま(未紹介の方)

(令和7年4月から)

法人名	代表者	業種	所在地	電話	支部
株式会社アルファ	池田 忠市	生命保険代理店	玉川田園調布1-19-11-308	03-5755-5834	1
ベストメディカルクラブ株式会社	湯原 克朗	ヘルスケアに関する 会員制クラブの運営	等々力6-9-10	070-6473-9794	1
株式会社ベースショップ高崎	高崎 仁	コントラバスの 修理・販売	等々力4-17-10 高橋ビル2F	03-6821-5077	2
株式会社BRJ	鈴木 由美子	不動産管理	尾山台2-2-16	03-3704-2032	2
株式会社KSN	藤井 聖久	獣医業	等々力2-1-2 スクエアビル1F	03-5706-8412	2
株式会社エイ・シー・アール	畠山 幸治	建設業	玉川1-8-5 カーサ本郷301	03-5797-9416	3
株式会社中高屋	柳橋 潤	飲食業 江戸前寿司店	玉川2-18-1	03-6432-7225	3
株式会社オンワークス	向江 寛尚	インドアゴルフ アカデミー	鎌田4-14-7-1F WELCOMEGOLF	070-9100-2846	3
Always Flowers合同会社	林 くるみ	花卉商品小売	用賀3-15-11 東急ドエルアルス用賀101	03-6447-9120	3
hyt's合同会社	永田 裕	不動産業	玉川1-5-3	03-3708-2618	3
株式会社INVICTUS	布村 優	建設業	玉川3-20-1-2F	03-5797-9797	3
医療法人社団メディカルワン	八百 陽介	医療 クリニック	玉川3-6-1 第6明友ビル2F・3F	03-6432-7205	3
株式会社CHEVAL・PLUS	馬場 わかな	アパレル事業企画 制作販売輸出入卸業	玉川4-10-17 コーポK101	03-5706-9575	3
有限会社シュクレパール	佐藤 吉男	洋菓子製造販売	玉川3-34-2 リオヴェルデ1F	03-3708-8580	3
CBP合同会社	坂西 龍之介	あん摩 マッサージ等業	玉川1-19-5 グランデュオニ子玉川6-1F 結カイトプラクティック気付	090-2994-8409	3
an's estate株式会社	松下 公一	不動産代理業 仲介業	用賀3-16-14 ヴィクトリアキソーマンション用賀404	070-5559-4580	5
株式会社晃工務店	佐藤 晃	建築リフォーム 工事業	中町5-22-10	03-6432-3889	5
株式会社仁望	酒井 聡	建設業	用賀1-15-12-208	090-1436-7745	5

※個人情報取り扱い上、賛助会員の皆さまは、ご掲載希望の方のみ、掲載させていただきます。ご掲載希望の方は、玉川法人会事務局まで、ご一報くださいますようお願いいたします。

自動車の移転・廃車手続きはお済みですか?



自動車税種別割は、毎年4月1日現在、自動車検査証(車検証)に登録されている所有者(割賦販売の場合は使用者)の方に課税されます。

自動車を譲渡したときは「移転登録」、廃車したときは「抹消登録」の手続きが必要です。お早めに、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で手続きをお済ませください。

- ◆ 自動車を譲渡したとき: 令和8年3月末日までに「移転登録」をお済ませください。  
★ 移転登録の手続きがお済みでないと、手放したはずの自動車に自動車税種別割が課税され、トラブルの原因となります。
- ◆ 廃車等で自動車を使わなくなったとき: 令和8年3月末日までに「抹消登録」をお済ませください。  
★ 抹消登録の手続きがお済みでないと、廃車したはずの自動車に自動車税種別割が課税され、トラブルの原因となります。

登録手続きに関しては、以下のホームページをご覧ください。  
〈国土交通省ホームページ「自動車検査・登録ガイド」〉  
<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/>



【お問合せ先】東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066  
平日午前9時～午後5時(土日・休日、年末年始12/29-1/3を除く。)

国土交通省ウェブサイト(自動車検査登録総合ポータルサイト)

都税がスマホ決済アプリで納付できます

- 💡 おうちで今、納付できます!
- 💡 スマホ決済アプリで納付書の地方税統一QRコード(eL-QR)を読み取るだけで納付ができます。



納付書の下部にeL-QRが掲載

注意事項

- 領収証書は発行されません。
  - 納付手続き完了後に納付を取り消すことはできません。
  - eL-QRのない納付書については、上記の方法で納付できません。
- 詳細は、東京都主税局 HP をご確認ください。

※上記の方法を利用できるスマホ決済アプリは地方税共同機構HPをご覧ください。  
※1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書では、スマホ決済アプリでバーコードを読み取ることも納付できます。  
利用できるスマホ決済アプリは東京都主税局HPをご覧ください。  
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

# E VENT SCHEDULE | 行事予定 |

## 3月

日	曜	行 事	場 所 (時間)
3	火	第5支部 研修会『世田谷美術館に行こう!』	10:00 世田谷美術館
12	木	玉川法人会 正副会長会議	13:30 玉川区民会館
12	木	玉川法人会 理事会	15:00 玉川区民会館
12	木	広報委員会	17:30 玉川区民会館
14	土	生活習慣病健康診断	09:30 玉川区民会館
23	月	第3支部「大人カジュアル、極める」ダブル講座	18:00 丸三証券 二子玉川支店
24	火	決算法人説明会 ★	13:30 玉川区民会館
24	火	東法連青連協第3ブロック青年部会連絡協議会	18:00 二子玉川エクセルホテル東急
29	日	生活習慣病健康診断	09:30 玉川区民会館

## 4月

日	曜	行 事	場 所 (時間)
2	木	女性部会 役員会	13:30 玉川法人会事務局
12	日	青年部会 TAMAGAWA わいわいマラソン&マルシェ	10:00 多摩川緑地付近
12	日	第37回 さくらまつり(第6支部) ★	11:00 桜新町駅前通り
13	月	玉川法人会 正副会長会議	13:30 玉川法人会事務局
13	月	玉川法人会 理事会	15:00 玉川税務署
13	月	広報委員会	18:00 未定
16	木	女性部会全国大会	11:00 ソニックシティ
23	木	女性部会 講演会・活動報告会 ★	13:30 玉川町会会館

※上記は2026年2月20日現在のものです。状況により、予定は変更される場合があります。最新情報は、玉川法人会ホームページをご確認ください。  
 ※★マークは一般の方も参加できる行事です。イベント参加をご希望の方は、玉川法人会事務局へお問い合わせください。

## 編集後記

第5支部 広報委員会副委員長 清水 正広

今号の表紙は、第4支部管内にある「砧公園」です。1957年4月1日に開園された東京都立の公園で、かつては「砧ゴルフ場」という都営のパブリックゴルフ場でした。その地形を活かし公園として再整備され、今は憩いの場となっています。2020年3月にオープンした、さまざまな子どもがのびのびと遊べる遊具広場「みん

なのひろば」や世田谷美術館、野球、ミニサッカー等の運動広場があります。園内にはソメイヨシノを中心に約930本の桜が植えられていて、都内でも人気の高いお花見スポットとなっています。枝を地際まで広げた大木も多く、目の前で美しい桜を鑑賞できます。毎年満開の時期には、たくさんの人たちで賑わいます。

## 会費納付ご請求のお知らせ

玉川法人会の会費納付ご請求は4月および10月の2回となっております。

4月22日(水)が口座引落日となりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

※ご指定の金融機関により口座引落日は異なる場合がございます。 ※年払いの会員様は4月のみお引き落としとなっております。

たまでんBOARD 3月号 (Vol.229号 通巻329号)

発行人 公益社団法人 玉川法人会 会長 松浦政幸

編集 公益社団法人 玉川法人会 広報委員会

〒158-0094 東京都世田谷区玉川2-1-15

TEL 03-3707-8668 FAX 03-3707-4992

https://www.tamagawa.or.jp



公益社団法人  
玉川法人会

「正しい税知識を身に付けたい」  
「経営者としての資質を向上させたい」  
「経営者の仲間を作りたい」

“法人会”は経営者の皆さんを支援する全国的な組織です。

